特定非営利活動法人適格消費者団体佐賀消費者フォーラム





NEWS LETTER

20221

2022年9月1日発行 佐賀消費者フォーラム 理事会

Tel 0952-37-9839

2021年10月20日消費者のつどい開催 「ネット・SNS消費者被害から子ども を守る~来年4月18才成年引き下げを前に~」

2022年から始まる成年18才への引き下げを前に、法律上の未成年保護と引き下げの改正点を福島和代弁護士が、若者に特徴的なネットでの消費者トラブルの事例を消費生活相談員の徳永智子相談員がお話ししました。また佐賀県による若者向け啓発パンフ「18才から大人!」も紹介されました。今回の成年引き下げによって社会経験と知識が不足している若者が、ネット購入とSNSによる悪徳商法の被害に遭わないように、大人から子へ伝えるポイントを学びつつ、学校での消費者教育の重要性も確認しました。一般参加者、生協関係者、消費者相談員などから27名の参加がありました。



講師

2022年7月22日 消費者セミナー開催 「適格消費者団体と差し止め請求訴訟 を知ろう」

佐賀県弁護士会館とオンラインにて埼玉消費者被害をなくす会理事長・池本誠司弁護士を講師にお招きして、一般消費者、消費生活相談員、弁護士などから39名の参加がありました。

池本弁護士からは、適格消費者団体による法令違反行為 の是正申し入れと差し止め請求訴訟を行う意義と、差し 止め請求訴訟で勝訴・敗訴した事例の検討と課題を話し ていただき、今後消費者団体としてどんな取り組みが必 要かを提起いただきました。裁判官に、適格消費者団体 の行う差し止め訴訟の意義、消費者被害の防止の必要性、 個別訴訟との違いを積極的に強調していくことなどを求 められました。



【開催のご案内】第11回消費者のつどい

知っていますか?ネット広告のからくり

~ネット広告の問題点と規制、定期購入の表示ガイドライン~

WEB (ZOOM) でも参加できます。 岩本 諭 氏(佐賀大学経済学部教授) 古賀 洋子氏(消費生活相談員の会さが)

日時 2022 年 10月 19 日 (水)10~12時 会場 佐賀商エビル7階 佐賀市民活動プラザ大会議室 問い合わせ・申し込み ※申し込みフォーム⇒

TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859 E-mail scf@forest.ocn.ne.ip







(活動日誌)

令和3年度 11月~令和4年10月

2021年 11月15日 第1回理事会 令和3年度定時総会

2022年 1月17日 第2回理事会 佐賀県消費生活審議会 2月4日 2月2~5日

佐賀市消費生活フェア 消費者110番、啓発活動 司 第11回適格消費者団 体連絡協議会 3月12日 第3回理事会 3月14日

₹31日 消費者テキスト 「みんな消費者2022-23年版」 発行

5月16日 第5回理事会 7月11日 消費者セミナ 7月22日 「適格消費者団体と差し止め請 求訴訟」共催

7月26日 佐賀県消費生活の 安全安心対策会議

(予定)

3月31日

9月3日 第12回適格消費者団

体連絡協議会 9月12日 第6回理事会 10月19日 第11回消費者の集い 「知っていますか?ネット広告 のからくり」開催

会費納入の お願い

令和4年度(令和3年11月~ 令和4年10月)の年会費納入 は10月15日までに振り込み お願いします。

《振り込み先》 佐賀銀行 鳥栖支店 普通 口座番号 2044650 特定非営利活動法人佐賀消 費者フォーラム

事業者への申し入れ活動 検討委員会

事業者	申入れ内容	結果
書籍出版	書籍を継続購入して完成する模型の	回答後改善不十分のた
A社	価格表示が、景表法の有利誤認に当	めR4年6月再再申入れ。
H29年9月~	たり、改善を申し入れ。	7月回答で改善予定。
携帯電話	故障交換時の貸出機の破損による違	R3年12月回答書が届き、
L社	約金請求の規約について、消費者の	今後の再申入れについ
R1年10月~	利益を損ねないか、問合せ書を送付。	て検討中。
保険コンサ	火災・地震保険の請求手続きを支援	R3年9月申入れ書を送
ルL社	するサービス契約内容について、消	付し、10月回答あり、
R3年9月~	費者契約法違反等による改善申入れ。	営業中止する旨。
エステサロ ンM社 R4年6月~	サービス期間の中途解約の定めが特 商法に反し消費者に不利な条項と なっており、改善を申入れ	R4年6月申入れ送付。8 月末回答要請。

この間寄せられた消費者相談・被害情報

コロナ禍で結構式場をキャンセルしたが、38日前40%でキャンセル料が高い。 調停裁判を申し立てたが相手が出頭しない。

コロナ禍で格安航空券の予約をバウチャーにして延期してきたが、事前連絡な く、打ち切られた。返金もしくは再延長を要求したい。

司法書士と任意整理契約をネットで契約、10日後解約を申し入れたが、あまり にも高い違約金を請求された。

脱毛エステ24回の契約をしたが、サービス期間含め3年の契約なのに、1年間ま で中途解約を認めないのはおかしい。⇒申入れ済

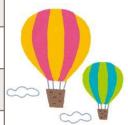
買い物依存症の妻が、着物・バッグ・宝石等をきもの販売業者2社から計1300 万円購入。契約無効による返金を交渉するも1社1000万ほど返してもらえない。

洋服ファッションレンタルのサブスク契約での中途解約料100%の規約がある が、消費者契約法に反していないのか?

化粧品のネット販売。定期購入を表示せず、いつでも解約OK、10分間のクー ポンセールで誘引されて高額な契約をさせられた。⇒申入れ検討中

クレジットカード支払いの延滞によって一方的な手数料変更がなされた。消費 者契約法10条の消費者の利益を一方的に害する規定で無効を主張したい。

2021年9月 ~ 2022年8月





2022年6月より改正特定商取引法が施行され、 定期購入の表示ガイドラインができました。

お試し価格で誘引し消費者の意に反して定期購入を契約させる(いわゆる「詐欺的 定期購入」)を規制する特定商取引法の改正が施行しました。適切・不適切な広告 を例示した「表示ガイドライン」も消費者庁が公表しています。

定期購入に関する改正のポイントは、注文確定画面に「1回限り」か「定期購入」 かを、1回目お試し価格だけでなく2回目以降の価格を併記、解約方法等を明確に わかりやすく表示すること、誤認させる表示で契約した消費者は契約を取り消すこ とが可能になりました。消費者としても、ネット契約においては、広告表示を注意 深く読み、スマホの注文確定画面等のスクショなどを残すなどを呼びかけています。